



2027年度に向けた政策・制度要求と提言 《概要版：重点項目》

連合神奈川は、労働者・生活者の視点と労働組合としての社会的責任のもとに、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、「政策・制度要求と提言」の取り組みを進めてきました。

今年度も引き続き、2030年までの未来に向けた国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標とターゲット」を見据えながら、すでに現実となってきた、超少子高齢社会や労働力不足への向き合い方について論議を重ねてきました。

産業構造の変化に対応し、働き続け、暮らし続けることが可能な地域社会を維持していく手立てを考えなくてはなりません。

重点項目については、分野ごとに3または4本の柱のもと28項目に整理し、分野を横断する内容として、ジェンダー平等について別途3項目にまとめました。

連合神奈川は、この「政策・制度要求と提言」をもとに「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、行政への要請、連合神奈川議員団との連携をはじめ、自らも力強く運動を展開していくこととします。



経済・産業

1. DXやGXの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み

1

補強

DXやGXなどの進展による社会の枠組み・構造の変化に対応するため、セーフティネットの構築や、政策的労働移動のあり方について、政労使が参画する既存の枠組みを活用した積極的な協議を行いその内容を公開・発信すること。

また、社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの推進に向けた環境整備を積極的に支援すること。特に、中小企業や地方の企業が変化に取り残されないよう、雇用形態や企業規模にかかわらず変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発など、企業における人的投資、設備投資、研究開発投資を促進するための支援を強化すること。

2. 公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み

2

補強

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および2025年1月の神奈川政労使会議共同メッセージの公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底に向け、実効性の高い啓発を積極的に行うこと。

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」の意義を広く浸透させ、宣言を行う企業の増加に向け助言・啓発を行うこと。

さらに、2026年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）の内容を周知徹底するとともに、中小企業への各種支援策を拡充および周知し、手続きを簡素化するなど利用しやすい環境を整備すること。

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担、および現下の物価高騰の状況を踏まえ、事業者の負担軽減対策を引き続き講じること。



雇用・労働

1. 安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み

3

補強

フリーランス新法にもとづく契約ルール of 適正化やハラスメント防止などの実効性が確保されるよう、制度内容の周知啓発を徹底するとともに、必要な助言・指導と合わせ、相談体制の充実をはかること。

また、雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない、個人事業主や業務委託者についても、実質的に労働者性が認められるケースでの適正なルールの周知や相談体制の充実をはかること。

2. 安全に働くことができる環境を求める取り組み

4

補強

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。

あわせて、「ハラスメントの過剰反応」への懸念（いわゆるハラスメント・ハラスメント）にも対応するため、当事者が安心して相談ができる環境を拡充整備するとともに管理職に対する実践的なマネジメント研修の実施、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底し、必要な支援を行うこと。

また、カスタマーハラスメントに対しては、「STOP! カスハラ!! かながわ宣言」の趣旨を踏まえ、理解を深めるための啓発を引き続き実施すること。改正労働施策総合推進法の施行に伴い、事業者に課せられた対応義務について、すべての事業者が対応できるよう周知啓発の徹底と支援および、すべての働く者・事業者双方からの相談に対応する窓口の体制強化を進めること。

3. 障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み

5

補強

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。直接受け入れることとなる職場の同僚や、責任者が障がい特性などを理解することができる機会について、研修等の情報を積極的に発信して理解の促進をはかること。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化するとともに、相談の結果、就労に結び付いた事例や定着支援の成功事例等について、公表・共有される仕組みづくり、統計におけるマッチング成功数の把握の仕組み等を整え、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

6

補強

労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うとともに、外国人労働者自身が相談することができる多言語対応（翻訳機能等含む）の窓口を拡充し周知を行うこと。

また、県内における人手不足の状況や賃金水準の動向について、統一した調査情報を整備すること。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

福祉・社会保障

1. 誰も排除されことなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

7

補強

自他ともに気づきにくいヤングケアラーについて、様々な機関との連携を深めることによって把握を進めるとともに、就学年齢を超過し、就労に困難を抱える若者ケアラー、働くことと介護の両立に悩むワーキングケアラー等の状況を把握するため、定期的な調査を実施すること。

すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するための方策を講じること。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

8

補強

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。あわせて、必要な財政支援を国に求めること。

9

補強

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかれるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

賃金を含む処遇改善について、診療報酬・介護報酬や各種加算の適切な評価・引上げ、物価高騰を踏まえた財政支援を国に強く要望すること。

3. 誰もが健やかに暮らすことができる社会づくりを求める取り組み

10

補強

子育てや医療等にかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠・出産・小児医療費、難病治療等、居住自治体による制度・水準の差が生じないよう、国の責任で制度設計を行うよう要望すること。また、子どもの健やかな成長と子育て家庭の安心を保障する観点から、経済的支援を一時的・部分的施策にとどめず、法制度として位置付けることを国に強く要請すること。

11

継続

外国人労働者の家族帯同の増加に伴い、生活における様々な場面で言語や生活習慣の相違等に起因する困難が生じ、結果として生活や教育に格差が生じている。

外国につながる子どもたちとその家族を地域の中で孤立させず、必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

社会インフラ

1. 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み

12

補強

地域防災計画は、地域の住民をその対象とした計画であり、その更新および防災訓練等の実施にあたっては、被災時に弱者となりやすい立場の人が意思決定に参加しながら進める必要がある。

なかでも、避難にあたって特別の配慮を必要とする人たちを受け入れることになる福祉避難所について、各市町村においてどのような対応がとられることになるのか、要支援避難者に対する情報提供を強化すること。

あわせて、地域外避難者への対応等について、普段から地域の中での理解を広げておく取り組みを進めること。

13

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道、工業用水等の耐震化、老朽化対策を迅速かつ着実に進めるため、AIやドローンなどの技術活用も進めるとともに十分な予算確保を行うこと。

また、保守を担う人材については、その社会的重要性について広く理解を広げ、産官学の連携により工業高校等とのつながりも深めながら、人材の育成・確保を行うこと。

14

事業所あての配送、個人向け配送を問わず、貨物輸送は社会の主要インフラとなっている。その輸送を担うドライバーに過度な負担とならないよう、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備を進めるとともに、東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても駐車規制の見直しに向けた検討を進め、見直しの進捗を公表すること。

15

環境負荷低減の面からも、再配達抑制が求められている。個人宅や集合住宅への宅配ボックスの設置、特に新築や改築時には必置とすることに向けてのインセンティブのための補助制度の創出、駅や公共施設への多機能ロッカーの設置を進めるなど、再配達抑制の環境整備を進めること。

2. 誰もが求める場所や、情報に容易にアクセスできる仕組みの整備を求める取り組み

16

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。

公共交通を維持するため、運転手・整備要員等の継続的な人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

環境・エネルギー



1. 地域と連携してカーボンニュートラルの実現を求める取り組み

17

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050^(※)」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。

水素、アンモニア、合成メタン、次世代型太陽電池などの次世代エネルギー等については、県内各地域の地勢や需要に合わせ、実証段階にとどまらず、導入・普及まで見据えた社会実装を関係団体と連携して着実に推進すること。

GREEN×EXPO 2027を契機として、カーボンニュートラル社会に向けた個人の行動変容への呼びかけや、様々な再生可能エネルギーの活用技術等について、わかりやすく情報発信すること。さらに、将来にわたって継続可能な環境学習素材として多世代が体験・学習できるよう周知・展示等に取り組むこと。

※横 浜 市：YOKOHAMA GO GREEN

川 崎 市：かわさきカーボンゼロチャレンジ2050

相模原市：相模原市地球温暖化対策計画

2. エネルギーの地産地消を含む環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み

18

補強

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入および車両整備の促進に努めること。

人口の多い地域、観光客の多い地域においては、シェアサイクルの広域化や事業者間連携等によって利便性を向上させ、移動手段の多様化をはかる一助とすること。

改正道路交通法の施行にともなう規制内容について、十分な周知を行うこと。

19

新規

脱炭素、産業競争力の強化、経済安全保障および地域循環経済の形成をはかるため、レアメタルや蓄電池等の重要資源について、回収・再利用・再資源化を重点的に推進するとともに、地域における資源循環の取り組みの高度化をはかること。

また、不法投棄防止、拡大生産者責任の徹底など、資源循環と廃棄物対策を強化するとともに、食品ロス削減に向け、事業者・市町村・NPO等との連携を強化し、フードバンク・フードドライブの拠点整備、保管・輸送体制の支援、常設回収拠点の拡充を進めること。

教育・人権・平和

1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

20

補強

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DXを促進すること。また、教員が本来業務に専念できるようにするため、校務を精査し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、看護師、ICTの専門スタッフ、部活動支援員などの外部人材の活用を進め「チーム学校」としての体制を確立すること。

4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。また、採用試験受験者減少傾向の解消に向け、「先生になりたい」と中学生や高校生が思えるような環境整備を行うなど、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

21

継続

後期中等教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度を創設すること。

貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

22

継続

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

4. 安心して暮らし、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

23

継続

県内米軍基地は12施設あり、近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

24

継続

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

行財政

1. ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の確保に向けた取り組み

25

補強

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。

カスタマーハラスメントへの対応について、政労使での意見交換の機会を確保するとともに、その内容を広く公表し、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

26

継続

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約(公共調達)の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け取り組むこと。すでに条例が施行されている自治体においては、その効果を検証し公表すること。

2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

27

補強

政治意識の醸成に向け主権者教育を充実すること。具体的には地方議会および地方議員の役割や生活とのかかわりについての学習を、学校教育の間だけでなく社会に出た後にもなしうる機会の整備と充実をはかること。

また、投票機会の確保をはかるため、期日前投票時間の弾力的な運用、共通投票所の開設等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。また、交通不便地については移動投票所の運用を検討すること。

3. 地方自治を維持し住民の暮らしに寄り添う施策展開を求める取り組み

28

新規

地方自治体における施策推進にあたり、住民生活の根底を支える基礎的需要への対応について、自治体の財政力による住民サービス格差を生じさせないためにも、地方の行政需要と財政力に応じて、国として責任ある財政出動を行うよう要請すること。

ジェンダー平等

1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

29

補強

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）^(※)」の浸透をはかるとともに、次期改訂時には国際標準となっている「203050」を目標に設定し、その実現に向けた具体的取り組みを進めること。

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。そのためにも事業所等において、男女共同参画社会の意義と理念について積極的な周知および推進の核となる組織の充実が進められるよう働きかけるとともに、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはか
るために必要な情報収集・確保のため、SOGIに配慮した統計データについて取り組みを進め、結果の公表を進めること。

※横 浜 市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川 崎 市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

30

補強

改正労働施策総合推進法の施行を踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、インターンシップや就職活動時を含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。



31

補強

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。県内在住のすべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた調整および取り組みを進めるとともに、神奈川県における権利行使の一元化や都道府県間連携に向け、県としての制度導入を検討すること。

さらに、ファミリーシップ制度についても、すでに横須賀市で制度導入が行われていることを踏まえ、制度の確立に向けた取り組みを進めること。

